

# 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第5号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 行政財産の目的外使用許可等に関する事務

所管所属：建設局

通知を受けた日：令和6年5月14日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>1 目的外使用許可の手続については是正及び改善を求めたもの</p> <p>(1) 意思決定過程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建設局において、決裁に使用料減額（免除）理由若しくは保証金免除理由、又はその両方が記載されておらず、使用料減額（免除）や保証金免除の判断過程が不明確であるものが確認された。</li> </ul> <p>(2) 遵守すべき手続上のルールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建設局において、消費税等の課税・非課税区分に応じて、使用料に消費税等を適正に転嫁していなかった。</li> <li>■ 建設局において、契約管財局が定める基本的なルールが浸透しておらず、次のとおり適正に事務処理が行われていない事実が散見された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新版の許可書様式を使用していなかったため、不服申立てに係る教示が改正前の行政不服審査法の内容となっていたもの（建設局）</li> <li>・申請された使用期間の始期を過ぎているが、申請に対する諾否の応答を行わず、その後申請が取り下げられるまでの間の相手方との協議記録を組織共有していないもの（建設局）</li> <li>・申請された使用期間の始期を過ぎた日付で許可書を発行しているもの（建設局）</li> <li>・貸付・借受システムへの入力内容に誤りがあるもの（建設局）</li> <li>・使用料減免事案につき、ホームページ公表が1事案漏れていたもの（建設局）</li> </ul> </li> </ul> <p>【指摘事項1】</p> <p>1. 建設局は、契約管財局が定めたルールに基づき適正に事務を実施できるよう、起案文のひな形、許可書等の標準様式に基づき事務処理を行われたい。</p> <p>また、下記4のような契約管財局の支援の下、適正な事務処理が行われているかを所属内でチェックできる有効な仕組みを構築されたい。</p> <p>3. 建設局は、所属内の許可事案の使用料について、消費税等の課税・非課税区分が正しく適用されているか確認を行い、誤りのあった事案については過年度分も含めて適切な対応をとられたい。</p> <p>(参考)</p> <p>4. 契約管財局は、制度所管所属として上記の現状を踏まえ、手続の基本事項について、財産管理主任等を通じて周知徹底や研修を実施する等により、各所属が自己点検・確認を行い、適正な事務処理を実施できるよう支援されたい。</p>	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可事務を行う各課において、契約管財局が定める基本的なルール等の随時確認の原則が徹底されていなかったことから、財産管理主任である管財課より担当課に対して、上記原則の徹底及び当該ルールの参照先等の周知を行った。あわせて、許可事務に関する主要な改正等があった場合などに、財産管理主任が属する管財課の職員が局内会議（各事業所において許可事務に従事する職員が許可事務・その他の議題について議論する場であり、不定期に開催される）に適宜参加し、通知やルール等の運用について説明を行うこととした。また、同会議で業務を行う上での質問や疑問点を受付けることで、許可事務についての理解を担当者全体で深めることとした。</li> </ul> <p>【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設局における許可事案の使用料について、消費税等の課税・非課税区分を確認したところ、過年度分で誤りがあった。</li> <li>・本来消費税等について非課税とすべきところ、誤って課税として使用料を徴収していた。</li> <li>・令和元年度から令和3年度までの過誤納分について、還付する旨相手方に通知し、請求書の提出があったので令和6年4月30日付相手方指定口座に返還済み。</li> <li>・令和3年度に、R3.9.3付契約管財局長からの「屋外に設ける基地局の設置に係る使用料の取扱い等について（通知）」があったことを契機に、課税区分の取扱いの確認や書類作成時・システム入力時にダブルチェックを行うよう事務処理を改善し、令和4年度以降許可分から現在まで継続してダブルチェックを行うことにより誤りなく適正に消費税等を転嫁している。</li> </ul>	措置済	令和6年4月30日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	<p>1 目的外使用許可の手続について是正及び改善を求めたもの</p> <p>(3) 契約管財局との包括協議案件の取扱いについて</p> <p>■ 建設局では、未認定道路における目的外使用許可について包括協議を行っている(平成17年4月1日付け決裁)。当該事務に係る局独自のマニュアルとして、法定外公共物における行政財産使用許可事務の手引き(建設局管理部管理課 平成28年4月改訂)、通行機能のある市有地及び法定外公共物における行政財産使用許可事務の手引き(路政課版)(平成29年4月改訂)をそれぞれ作成しているが、平成28年、29年以降改訂されておらず、定額物件の使用料金額や保証金免除理由の記載内容が直近情報に更新されていなかった。</p> <p>【指摘事項2】</p> <p>3. 建設局は、独自に作成するマニュアルや様式について、それぞれ直近改訂以降に契約管財局から周知された事項等、必要な情報が反映されているかを確認の上、改訂を行うこと。また、当該マニュアル等の改訂漏れを防ぐ仕組みを構築されたい。</p>	<p>【3】</p> <p>・各マニュアルについて、契約管財局から周知された事項等、必要な情報が反映されているかを管財課で確認の上、令和6年度内に管財課で改訂を行っていく。また、同マニュアル記載の使用料金額は、道路占用料に準拠しているため、占用料の改定(約3年に1度)にあわせて、マニュアル全体の改訂が必要な箇所を確認し、改訂を行っていく。さらに、契約管財局から許可基準や金額の計算方法の変更等の重要な制度改正等の通知があった場合は、随時更新を行っていく。</p>	措置中	(令和7年3月31日)

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>2 保証金の取扱いについて是正及び改善を求めたもの</p> <p>■ 建設局において、保証金として収入したものを、納期限の到来していない将来の使用料に充当し、それに伴い不足した保証金を追加徴収していなかった。</p> <p>■ 建設局においては、令和元年度定期監査等（報告監2の第14号）にて下記事例イと同様の事務処理に対して指摘を受けていたにもかかわらず、契約管財局に相談・確認を行わないまま、当該事務処理を継続していた。</p> <p>&lt;事例&gt;</p> <p>イ 建設局において、複数年度の使用料に相当する額を当年度に徴収することが会計処理上難しいという認識により、複数年度の許可事案について、許可期間全体的使用料を前納させず、各年度の使用料のみを前納させることをもって保証金を免除していた。</p> <p>【指摘事項3】</p> <p>1. 建設局は、ルールの運用について不明な点がある場合には、管財事務にかかる相談対応実施要領を活用するなど、契約管財局あて適切に相談・確認を行うよう所属内に周知するとともに、同様の事務処理誤りが生じないよう相談結果等についても組織共有されたい。</p>	<p>【1】</p> <p>・各担当課において管財事務の取り扱いについて疑問が生じた場合は、「管財事務にかかる相談対応実施要領」に基づき、財産主任である管財課を通じて契約管財局に相談・確認するルールを改めて局内周知を行った。また、得られた結果については財産主任よりメール等の手法により局内関係課に共有することとした。</p>	措置済	令和6年1月24日
4	<p>3 現地管理について改善を求めたもの</p> <p>■ 建設局においては、許可条件と使用状況が一致しているかの履行確認に関して、目視により行っているとの説明であったが、特に庁舎内にある許可物件については日頃から目の当たりにするという実状もあり、その記録までは残しておらず、実施状況や結果について組織共有されているかを確認できなかった。</p> <p>【指摘事項4】</p> <p>1. 建設局は、行政財産の目的外使用許可を行うに当たり、下記2のような契約管財局の支援の下、庁舎内の許可物件のように日常管理を十分に行えるものか、物件の管理状況を勘案の上、必要に応じて履行確認の記録を残すなど、その取扱いを整理し、適切に現地管理を実施されたい。</p> <p>(参考)</p> <p>2. 契約管財局は、制度所管所属として、各所属において適切に現地管理が行われるよう、普通財産だけでなく目的外使用許可物件についても必要に応じて履行確認の記録を残すよう注意喚起を行うなど、有効な支援を実施されたい。</p>	<p>【1】</p> <p>・行政財産目的外使用許可の現地確認については、制度所管である契約管財局と調整のうえ、当局においてはまず駐車場や工事足場等の土地利用を対象として、必要に応じて現場確認を行うなど適切な現地管理を行うとともに、履行確認の記録を残す取り扱いを定めた。なお対象物件については、今後、契約管財局から通知等が出された場合、随時見直しを行っていくものとする。</p>	措置済	令和6年1月24日